

よりよく生きる

人権教育強調期間（後期）の取組について

今年度は、愛媛県特色ある道徳教育推進事業推進校中間発表会を開催したため、人権教育強調期間（後期）の日程が、例年より遅くなりました。例年は、11月に実施していましたが、今年度（来年度も）は1月に実施します。その関係で、人権教育強調期間（後期）につきましては、1・2年生のみの取組となります（3年生は、入試前であるため、進路実現に向けて集中してもらいます）。



人権教育強調期間のねらいは、以下の通りです。

- 人権問題や同和問題の学習を通して、先人の差別解消への闘いを学び、差別を鋭く見抜き、差別を許さない、差別に立ち向かおうとする生徒を育てる。
- 授業を集中的に展開し、生徒の人権意識の定着を図る。
- 校内研修や授業実践などを通して、教師自らの人権感覚を磨き、人権教育の力量を高める。

期間中の主な取組を紹介します。

	1 年		2 年	
1	道徳	子どもの人権	道徳	L G B T Q
2	道徳	人権の歴史Ⅱ	道徳	人権の歴史（戦後～）
3	道徳	渋染一揆Ⅰ	道徳	橋への思い
4	道徳	渋染一揆Ⅱ	道徳	手紙

学習内容については、現在、各学年部で検討を重ねているところです。そのため、学習内容が変わるかもしれませんが、1年生は戦前までの人権の歴史を、2年生は戦後の人権の歴史を中心に学習していく予定です。

人権教育は、個人の尊厳を守り、社会全体の調和を図るために不可欠です。人権を理解し、尊重することは、個々の幸福追求や社会の発展に寄与します。また、国際的な視点からも、人権教育は多くの国で共通の理解として受け入れられ、実践されています。人権を尊重する社会を築くためには、教育を通じてその価値観を広めていくことが求められています。

後期の人権教育強調期間でも、いろいろなことを学んでいきます。道徳通信でも、学習内容を紹介していきたいと考えています。